

付議案第35号

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和3年5月24日

福岡市教育委員会

教育長 星子 明夫

理由

本件は、事務の簡素化、効率化の観点から、教育委員会会議の会議録における教育長の署名を廃止するため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会会議規則（昭和40年福岡市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

○福岡市教育委員会会議規則（昭和40年福岡市教育委員会規則第13号）

旧	新	備考
<p>第1条～第13条（略） （会議録の作成）</p> <p>第14条 教育長は、会議録の作成を教育長教育委員会の事務局職員に命ずる。</p> <p><u>2 会議録には、教育長が署名する。</u></p> <p>第15条～第19条（略）</p>	<p>第1条～第13条（略） （会議録の作成）</p> <p>第14条 教育長は、会議録の作成を教育長教育委員会の事務局職員に命ずる。</p> <p>第15条～第19条（略）</p>	<p>会議録における教育長の署名を廃止するもの。</p>

福岡市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案

1 改正の趣旨

- (1) 教育委員会会議の会議録の作成については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第14条第9項に「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない」と定められている。
- (2) 本市においては、教育委員会会議終了後、総務部総務課担当職員が会議録を作成し、所管課の確認、教育委員全員の確認を経た後、教育長の決裁を受けており、教育長の決裁の際、福岡市教育委員会会議規則（昭和40年福岡市教育委員会規則第13号）第14条第2項の規定に基づき教育長に署名を求めている。
- (3) ここで、教育長に署名を求める趣旨は、教育長の署名をもって会議録の内容を確定させるものであるが、前述したとおり、会議録については、所管課の確認、教育委員全員の確認を経た後、教育長の決裁を受けて内容を確定しているのであって、教育長の署名が単体で果たす効力は乏しいといえる。
- (4) また、地教行法には会議録の作成及び公表の努力義務は規定されているものの、会議録への署名については規定されていない。
- (5) 以上より、事務の簡素化、効率化の観点から、会議録における教育長の署名については廃止するものとする。
- (6) なお、市長事務部局においては、「押印又は自署」を求めている申請書等の取扱いを見直し、署名については、①国及び県の法令、条例、通知等により署名が義務付けられているもの、②署名を求める実質的な必要性があるもの、③第三者へ提出し手続きを行う上で、当該第三者から署名が求められているもの以外については、原則署名の義務付けを廃止したところである。会議録における教育長の署名については、上記①ないし③のいずれにも該当しておらず、これを廃止することは、上記市長事務部局における取扱いとも合致している。

2 改正の内容

会議録における教育長の署名を廃止するもの。

3 施行期日

公布の日